



## 北薩森林組合通信 v o l . 1

---

### 「組合員異動届出書」の提出について

組合員の方で、住所や氏名等に変更があった場合は、定款第 12 条の規定により届出をしていただくことになります。

該当される方は「**組合員異動届出書**」の提出をお願いします！

また、相続や承継による加入の場合も届出が必要です。

※ご不明な点は、本所総務課(0996-53-0116)までお問い合わせください。

## 北薩森林組合 定款（抜粋）

（持分の譲渡制限）

第9条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

② 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、前条の規定の例による。ただし、同条第5項の出資の払込みをさせない。

（相続加入）

第10条 組合員の相続人であって、組合員たる資格を有するもの（相続人であって組合員たる資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人）が相続開始後90日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

（加入の承諾の停止）

第11条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日から2週間前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。

（届出義務）

第12条 組合員がその資格を失い、又は氏名若しくは名称、住所、組合員たる法人の定款若しくは役員若しくは組合員たる団体の規約若しくは役員の変更があったときは、直ちにその旨をこの組合に届け出なければならない。

令和 年 月 日

北薩森林組合長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

自治会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 組合員異動届出書

- ・ 下記事項に変更があったので、定款第 12 条の規定により届け出ます。

#### 記

	新	旧
氏名又は名称		
法人の代表者		
住 所		
変更年月日	年	月 日

令和 年 月 日

北薩森林組合長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

自治会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 相続による加入申込書

貴組合員\_\_\_\_\_は、( ) 年 月 日死亡し、私  
がその持分の払戻請求権の全部を相続取得しましたので、貴組合の定款を  
了知し遵守することを約した上、下記により関係書類を添えて申し込みます。

#### 記

1. 被相続人 (死亡した組合員)

住 所 \_\_\_\_\_

自治会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

2. 相続人

住 所 \_\_\_\_\_

自治会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

3. 相続年月日 ( ) 年 月 日

4. その他参考事項

令和 年 月 日

北薩森林組合長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

自治会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 承継による加入申込書

私が、貴組合員 \_\_\_\_\_ の委託を受けて森林の経営を行う者及び当該組合員が指定する 1 人の後継者であり、組合員の持分の払戻請求権の全部を承継取得しましたので、貴組合の定款を了知し遵守することを約した上、下記により関係書類を添えて申し込みます。

#### 記

1. 被承継人（組合員）

住 所 \_\_\_\_\_

自治会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

2. 承継人（後継者）

住 所 \_\_\_\_\_

自治会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

3. 承継年月日 令和 年 月 日

4. その他参考事項